

Title	春秋時代の君主：君主の殺害・出奔・捕虜の検討から
Sub Title	A study of the authority of the rulers in the Spring and Autumn Period (春秋時代)
Author	水野, 卓(Mizuno, Taku)
Publisher	三田史学会
Publication year	2002
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.71, No.2/3 (2002. 6) ,p.119(255)- 146(282)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20020600-0119

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

春秋時代の君主

——君主の殺害・出奔・捕虜の検討から——

水野卓

はじめに

第一章 君主殺害の加害者

第二章 君主殺害の現場

第三章 君主殺害時の盟と朝廟

第四章 君主の出奔と捕虜

おわりに

はじめに

統治権の問題は中国古代史において重要なテーマであり、春秋時代においても周王による封建という側面から各諸侯国の統治権の問題が取り上げられることが多かった。ただ、そのような周王との関係から統治権を探ることも重要であるが、春秋各国の国内における統治権の実態を探ることも併せて考えなければ、春秋時代の統治権

に対する真の理解は得られないであろう。春秋各国の国内における統治権についての齋藤道子氏による「統治権は国君の身柄そのものに集約されている」という指摘¹⁾に基づけば、「君主」自身の存在が重要であることは認識できるものの、春秋史において君主自身に焦点を当てた研究は、この齋藤氏の指摘を除いてほとんど見られない。そこで本稿では、君主自身に関わることとしての君主の殺害・出奔・捕虜といった事例を手掛かりに、春秋時代における「君主」像を説明しようと思う。特に君主の殺害については新君への統治権の移譲を伴うものであるため、殺害から新君即位に至る過程で受け継がれる統治権を示す何かを説明することで、春秋時代の各国内における統治権の実態にせまられるのではなからうか。

なお史料としては基本的に『春秋左氏伝』（以下『左

「伝」と略す)を用いるが、⁽²⁾ある場合には注や表などで『史記』を用いていることもあり、その場合にはそれを明記しておく。⁽³⁾また本稿の中で「君主殺害」という場合には、国内における統治権に注目していることから、自国の君主を殺害した事例に対して用いており、戦争など他国の人による殺害は検討する際に除いていることをあらかじめ断っておきたい。⁽⁴⁾

第一章 君主殺害の加害者

『左伝』に記される君主の死亡記事約二〇〇例のうち約三分の一にあたる六三例(戦争など国外の人による殺害を除くため実際には四八例)⁽⁵⁾が殺害によるものであり、この数字からもいかに春秋時代において君主を殺害することが頻繁に行われていたかがわかる。これほど頻繁に行われた君主殺害にどのような意味があったのか。なお君主殺害に関する先行研究は多少なりともあるが、いずれも君主殺害という行為がもつ意味を探ることや、さらにはそこから春秋時代の君主を説明しようとした研究とはなっていない。⁽⁶⁾そこでまず春秋時代において君主を殺害するという行為にどのような意味があったのかを探っていきたいと思う。

君主殺害の事例を集めてみると、史料に記された限りではその殺害理由は様々であり、⁽⁷⁾また殺害方法についても記されないことが多く、⁽⁸⁾これらの視点から共通性を見出すことは難しい。しかしながら加害者に目を向けると興味深いことが見つかる。⁽⁹⁾表3から明らかかなように加害者はほとんどの場合個人であるが、次のような事例も見られる。なお以下の引用文はすべて『左伝』によるものである。

僖公一八年 齊 「齊人、無虧ヲ殺ス。」

文公一八年 莒 「僕、国人ニ因リテ以テ紀公ヲ弑シ

…

哀公一〇年 齊 「齊人、悼公ヲ弑シ、師ニ赴グ。」

とあるように、四八例中六例は国人⁽¹⁰⁾が加害者となっており、⁽¹¹⁾また、

莊公一二年 宋 「蕭ノ叔大心、戴・武・宣・穆・莊

ノ族ト曹ノ師ヲ以テ之ヲ伐ツ。

南宮牛ヲ師ニ殺シ、子游ヲ宋ニ殺

シ、桓公ヲ立ツ。」

【杜注】「宋ノ五公ノ子孫ナリ。」

昭公七年 單⁽¹²⁾ 「襄・頃ノ族、献公ヲ殺シテ成公ヲ

立ツ。」

【杜注】「獻公ハ周ノ卿士、單靖公

隱公四年

衛

「衛ノ州吁、桓公ヲ弑シテ立ツ：衛

ノ子、頃公ノ孫ナリ。」

「襄公ハ頃公ノ父也。」

昭公一二年 甘

「成・景ノ族、劉ノ獻公ニ賂シ、丙

莊公一四年

鄭

「傅瑕、鄭子及ビ其ノ二子ヲ殺シ、

申、甘ノ悼公ヲ殺シテ成公ノ孫鱣
ヲ立ツ。」

厲公ヲ納ル：厲公入り、遂ニ傅瑕
ヲ殺ス。」

【杜注】「悼公ハ即チ過ナリ」「成

昭公一七年

吳

「罇設諸、劍ヲ魚中ニ寘キ以テ進ミ、

公・景公ハ皆過ノ先君ナ
リ。」

劍ヲ抽キテ王ヲ刺ス。鉞、胸ニ交
ハルモ、遂ニ王ヲ弑ス。」

などのように、四八例中四例は先君の一族が加害者と

哀公四年

蔡

「公孫翩、逐ヒテ之（昭侯）ヲ射ル。

なっている。⁽¹³⁾

数的には国人・先君の一族が加害者となつてゐる事例

蔡

人家ニ入りテ卒ス：錯、弓ヲ執リ

は四八例中一〇例であり決して多い数字とは言えないが、

蔡

テ先ダツ。翩、之ヲ射テ肘ニ中ツ。

このうち国人については増淵龍夫氏が指摘する、「公が

蔡

錯、遂ニ之ヲ殺ス。」

不礼であり、卿が政を為すに「専」なるときは、国人の

蔡

追いやられており、その中でも、

批判や背叛に当面する」という「国の共同体的側面」の

鄭

「十七年、高渠弥」昭公ヲ弑シテ

存在を裏付けるものであるといえる。⁽¹⁴⁾しかし先君の一族

鄭

公子亶ヲ立ツ：齊人、子亶ヲ殺

が関わることにしてはどのような意味があるのか疑問

鄭

シテ、高渠弥ヲ轆ニス。」

が残る。

宣公四年

鄭

「子家懼レテ之ニ従フ。夏、靈公ヲ

また加害者のその後の状況についても、

宣公四年

鄭

弑ス：十年」鄭ノ子家卒ス。鄭

また加害者のその後の状況についても、

宣公四年

鄭

人、幽公ノ乱ヲ討ジ、子家ノ棺ヲ

斬リテ、其ノ族ヲ逐フ。」

襄公二五年 齊 「〔崔杼ノ甲〕遂ニ之〔莊公〕ヲ弑

ス：〔二十八年〕齊人、莊公ノ

殞ヲ大寢ニ遷シ、其ノ棺ヲ以テ

崔杼ヲ市ニ尸ス。」

などのように、四八例中六例は同じ処罰的な殺害でも車裂きにされたり、死体を市にさらされたりと死後に異常なまでの扱いを受けている。⁽¹⁶⁾ これまた数的には多くないものの、このような処罰がなぜ起こるのか、その時の統治者である君主を殺害したためという倫理的な観念もあるだろうが、果たしてそれだけなのかという疑問が残る。

このように君主殺害の加害者一つを取ってみても、非常に疑問に残ることが多い。そこでこれらの疑問を解くうえで重要な示唆を与えてくれるのが、「行為はその行為の意図・目的と共通する性質を有する空間でなされる」という齋藤氏の指摘である。⁽¹⁷⁾ ならば殺害という行為に関して、それが行われる場所には何か意図・目的があったはずである。というわけで君主殺害が行われた場所を探っていくことにしよう。

第二章 君主殺害の現場

君主殺害が行われた場所については隱公四年経文の会箋に、「弑殺ノ例ハ地ヲ書サズ。」とあるように、「春秋」では殺害場所が記されないことが通例となっている。確かに『春秋』では記されないものの、『左伝』では少なからず君主殺害の場所が記されている場合がある。⁽¹⁸⁾ そこでまず君主殺害の事例を、齋藤氏が述べる「政治的運命を共有する共同体」⁽¹⁹⁾としての空間である城壁内で行われたものか、城壁外で行われたものかに分けてみると表4に示したように以下のような数字が現れる。

殺害が城壁内で行われている場合…一四例

殺害が城壁外で行われている場合…一〇例

場所の記述がない、あるいは不明の場合…二四例

この結果の中で注目すべきは城壁外で行われている場合の一〇例である。⁽²⁰⁾ これについてその当時のそれぞれの国都からの距離を『中国歴史地図集』で測ってみると、そのうちの九例が国都からおよそ三〇km以内の範囲であることが確認できる。⁽²¹⁾ ここで注目されるのが、齋藤氏の「国」の広さは城壁の外の竟までであり、竟から城壁までは1日で行ける程度の距離、すなわちおおよそ20〜

25 km以内ではなかったか」という指摘であり、これに基⁽²²⁾づけば同国人による君主殺害は殺害場所が史料上分かる限りにおいては、常に「国」内（以下、齋藤氏の定義する国については「国」で示す）で行われていたことにな⁽²³⁾る。ではなぜ「国」内で殺害する必要があるのだろうか。そこでこの疑問に答えるため、まず「国」内とは君主にとつてどういう空間であったのかを齋藤氏の見解をもとに改めて確認してみようと思う。氏は「国」の性格を検討する際に、

昭公二〇年 「猶竟内ニ在ラバ、則チ衛君也。」

という事例を挙げ、「竟内」⁽²⁴⁾その君がその空間の君として存在できる範囲」と推測し、また、

襄公一四年 「竟ニ及ブニ、公、祝宗ヲシテ亡ヲ告ゲ、

且ツ無罪ヲ告ゲシム。」

という事例を挙げ、「国」外に出る際には祖先との決別が見られるとした上で、「国」とは宗廟や社の靈威の及ぶ範囲である⁽²⁵⁾という指摘をされた。つまり宗廟や社の靈威の及ぶ範囲こそ君主が君主として存在できる空間と言⁽²⁶⁾える。

では宗廟や社の靈威とは具体的にどういうことか。まず宗廟について氏は、

僖公三〇年 「〔衛獻〕公入り、先君ヲ祀ル。周・冶

既ニ服シ、將ニ命ゼラレントス。周
獻先ニ入ル。門ニ及ビ、疾ニ遭ヒテ
死ス。冶塵卿ヲ辞ス。」

という事例を挙げ、「宗廟の門内は祖先の意志と力が充滿しているという観念を示している。」と指摘⁽²⁶⁾し、また社についても氏は

僖公一〇年 「神ハ非類ヲ歆ケズ。民ハ非族ヲ祀ラズ、
ト。」

という事例を挙げ、「土地と人間が一体化し、祖先と土地への祭祀が分かち難く一体化していた」と指摘⁽²⁷⁾している。

これらを考え合わせれば、君主が君主として認識されるには祖先の靈威が必要であると言⁽²⁸⁾えるだろう。ならばそのような性格の君主を殺害する際にも祖先の存在が感じられるのではなからうか。章を改めて検討することにしよう。

第三章 君主殺害時の盟と朝廟

殺害現場の検討から、君主が祖先と深い関わりをもつことは確認されたが、春秋時代において祖先の存在が重

要であつたことはこれまでもつとに指摘されており、その意味で高木智見氏が「諸侯國は祖先神と現世の人の兩者によつて構成されている」とし、春秋時代を「神・人共同体」と示したことはまさに卓見であると言えるだろう。⁽²⁸⁾ また君主に限つてみても、「はじめに」⁽²⁹⁾でも述べたような齋藤氏に若干の指摘があり、この兩者の指摘を参考にすれば、殺害という行為自体がなされる際にも、祖先の存在が確認できるはずである。そこで注目されるのが、

襄公二五年 「公、台ニ登リテ請フ、許サズ。盟ハン
ト請フ、許サズ。廟ニ自刃セント請フ、
許サズ。」

という齊の莊公殺害事例である。ここでは殺害の直前に命乞いのために盟や廟での自殺を求めている。殺害を免れるために示されたこの盟や朝廟といった行為に一体どのような意味があつたのか。それを探ることで君主と祖先との関係がより具体的に解明できるのではなからうか。

まず廟については、
僖公二四年 晋 「〔文公〕 武宮ニ朝ス。」
宣公二年 晋 「〔成公〕 武宮ニ朝ス。」
成公一八年 晋 「〔悼公〕 武宮ニ朝ス。」

とあるように、君主殺害後に新君が廟に朝見する例が三例見られる。この武宮に朝することについては、豊田久氏が「この晋邦の創建者・武公の神靈から、晋邦の君主となるための「公」的權威の保証を受けるためではなかつたか」と指摘している。⁽³⁰⁾ 殺害後に新君が朝廟する事例は晋の「武宮」しか見当たらないが、この豊田氏の見解を参考にすれば、これらの事例は新君が始祖である武公によつて承認される行為であると言えるだろう。⁽³¹⁾

次に盟については先行研究が数多くあり、なかでも国内の盟については高木氏と齋藤氏によつて、祖先神（土地神）を意識して結ばれたことが指摘されている。⁽³²⁾ また国内の盟の中でも君主が関わる盟を見ると、明らかに祖先神が立ち会つていと確認できる例が一〇例中五例あり、⁽³⁴⁾ これらの事例からも両氏の指摘を確認できる。そこで君主殺害に関わる一連の流れの中でなされたと考えられる盟を見ると、

《表A・君主殺害時における盟》
莊公九年 齐 「雍廩、無知ヲ殺ス。公、齊ノ大夫ト
既ニ盟フハ、齊、君無ケレバ也。」
莊公一四年 鄭 「鄭ノ厲公、櫟ヨリ鄭ヲ侵ス。大陵
ニ及ビ、傅瑕ヲ獲タリ…之ト盟ヒ

テ之ヲ赦ス。六月甲子、傅瑕、鄭子
及ビ其ノ二子ヲ殺シ、厲公ヲ納ル。」

【杜注】「大陵トハ鄭ノ地也。」

僖公二四年 晋

「狐偃、秦・晋ノ大夫ト郤二盟フ。

壬寅、公子、晋師ニ入ル…戊申、
懷公ヲ高梁ニ殺サシム。」

成公一八年 晋

「晋ノ欒書・中行偃、程滑ヲシテ厲

公ヲ弑セシメ…荀罃・士魴ヲシテ

周子（悼公）ヲ京師ヨリ逆ヘシメ

テ之ヲ立ツ…大夫、清原ニ逆フ…

庚午、盟ヒテ入ル。」

【会箋】「清原トハ晋ノ境ナリ。」

襄公二五年 齐

「崔杼ノ甲」遂ニ之（莊公）ヲ弑

ス…丁丑、崔杼立テテ之（景公）

ニ相タリ、慶封ヲ左相ト為ス。

国人ニ大宮ニ盟フ…辛巳、公、

大夫及ビ莒子ト盟フ。」

【杜注】「大宮トハ大公ノ廟也。」

哀公六年 齐

「陳僖子」之（悼公）ヲ立ツ。將

ニ盟ハントス…乃チ盟ヒヲ受ク。

…「悼公」毛ヲシテ孺子ヲ駘ニ

遷サシム。至ラズシテ、諸ヲ野
幕ノ下ニ殺シ…

【杜注】「諸大夫ト盟フ也。」

とあるように四八例中六例に見られる。これらの盟の記
事にはほとんどはつきりとした神格は見当たらないもの
の、襄公二五年の事例を見ると大公の廟で行われており、
また国内の盟の検討を参考にすれば君主が関わる盟には
祖先神が立ち会っていたことは想像がつく。特に成公一
八年・襄公二五年・哀公六年は殺害後に新君が大夫と結
ぶ盟であり、盟の内容ははつきりしないものの、神格か
ら考えるとこれらの盟が新君と大夫との新たな関係を構
築するだけでなく、祖先による承認を受ける行為であつ
た可能性もあるだろう。

以上から君主殺害における朝廟・盟がともに、非常時
に即位した君主が祖先から承認を受ける行為であつたこ
とがわかる。ここで改めて襄公二五年の莊公殺害事例を
見てみると、殺害を逃れるためにまず盟によって祖先・
大夫との新たな関係構築を求めたが、それが拒否された
ため最終手段として廟で自殺することにより、自らの手
で祖先からの承認を断つことを求めたと考えられるだろ
う。であるならば君主殺害という行為とは前君から祖先

の承認をはずすという意味を持つもので、朝廟や盟の検討を通して君主の地位が祖先の承認を必要とするものであることがわかる。

第四章 君主の出奔と捕虜

前章までの殺害場所や朝廟・盟の検討を通して、春秋時代の君主にとって祖先の承認が必要であることは判明したが、殺害という行為そのものの考察がまだ残されている。春秋時代の君主殺害の理由としては有力大夫による政治権力争いによるものが多い⁽³⁶⁾。しかし政権の獲得をその目的とするならば、君主を「国」外へ放逐して祖先の靈威をはずしてしまえば、君主としては認められなくなり、統治権をすんなりと新君へ移譲できるはずである。しかし君主が直接他人の手で「国」外へ追放される例はなく、積極的に殺害という手段が取られる。なぜこのような殺害という手段が取られるのであろうか。このことを解明する一つの手掛かりとしては、君主の復位が挙げられるだろう。

《表B・君主の復位⁽³⁷⁾》

桓公一一年 鄭 昭公出奔↓桓公一五年 昭公復位
桓公一五年 鄭 厲公出奔↓莊公一四年 厲公復位

桓公一六年 衛 惠公出奔↓莊公六年 惠公復位
僖公二八年 衛 成公出奔↓僖公三〇年 成公復位
襄公一四年 衛 獻公出奔↓襄公二六年 獻公復位
哀公一五年 衛 出公出奔↓ 出公復位

このように君主が出奔した場合でも、「国」内に戻ればすぐに復位できる状況にあつたため、その復位を阻止するという意味で殺害という手段が取られたとも考えられる。ただしこの君主の復位が示すように、追放される例がないとはいえず、君主が出奔する場合には大夫・国人層に圧迫された結果、やむを得ず出奔する場合が少なからず見られる⁽³⁸⁾。ならば君主の出奔についてはもう少し検討の余地があるのではなからうか。そこで戦争などによる対外的な影響による出奔はひとまず除き、君主が国内の事情により「国」外へ出奔する事例をみると以下のようになる⁽³⁹⁾。

《表C・国内の事情により君主が「国」外へ出奔する事例》

桓公一一年 鄭 昭公出奔↓厲公がすぐに正式な即位をする
桓公一五年 鄭 厲公出奔↓昭公が都に入り、位に復帰する

桓公一六年 衛 惠公出奔↓公子黔牟が君位についた
結果による⁽⁴⁰⁾

僖公二八年 衛 成公出奔↓元咺が叔武を奉じる⁽⁴¹⁾

襄公一四年 衛 献公出奔↓衛人が公孫剽を君に立てる

昭公元年 莒 展輿出奔↓公子たちが去疾を君に立てようとした

昭公三年 燕 簡公出奔↓(新君即位の記述なし)

昭公一四年 莒 郊公出奔↓庚輿を齊から迎える

昭公二一年 蔡 蔡侯朱出奔↓東国を立て朱を追い出す

昭公二三年 莒 庚輿出奔↓齊人が郊公を莒に入れる

昭公二五年 魯 昭公出奔↓(新君即位の記述なし)

哀公一五年 衛 出公出奔↓孔悝が莊公を立てる

哀公一八年 衛 起出奔↓出公が復位する

哀公二二年 邾 隱公出奔↓呉が太子革を立てる

哀公二二年 邾 太子革出奔↓越人が隱公を邾に帰したため

哀公二五年 衛 出公出奔↓悼公が即位する

哀公二七年 魯 哀公出奔↓(新君即位の記述なし)

これらを見ると君主が出奔した場合にはすぐに新君が

立てられていることがわかる⁽⁴²⁾。つまり新君が立てられる

ということは、君主が「国」外へ出た場合には君主としては認められていないことを示すもので、ここから

「国」内という空間こそが君主として存在可能な範囲であることが確認できる。では同じく君主が「国」外へ出

る捕虜の場合にはどうか⁽⁴³⁾。

表7を見ると、捕虜の場合は国自体が滅ぼされること

が多く、その場合当然新君は立てられないが、君主が捕虜となった後も滅亡せず存続している国を見ても新君

が立てられていないことが分かる。これら出奔と捕虜の間における新君の有無の違いはどこから来ているのであ

ろうか。

まず出奔については先にも述べたように齋藤氏が、

「国」外へ出る際には「廟の先君に報告する事例」が見

られることを指摘しており、祖先との決別があると考え

られる。また先程も取り上げた事例だが、

僖公三〇年「衛献」公入り、先君ヲ祀ル。周・治既

二服シ、将ニ命ゼラレントス。周歎先

二入ル。門ニ及ビ、疾ニ遭ヒテ死ス。

治廬卿ヲ辞ス。」

とあるように、復国する際にも先君への祀りを行って祖

先の承認を受けていると考えられることから、出奔の場合、君主が「国」外へ出る際には祖先の承認からはずれることを自らの意志で報告するため、別の人物が祖先から承認を受けることができ、新君として立つことができるのであろう。

一方捕虜については、そのほとんどが戦争の結果であることに注目したい。戦争に関しては高木氏が、

定公四年「君以テ軍行セバ、社ニ祓ヒ鼓ニ釁リ、祝、奉ジテ以テ従フ。」

【杜注】「社主ヲ奉ズル也。」

『礼記』曾子問「古ハ師行クニ、必ズ遷廟ノ主ヲ以テ行キシカ、ト。」

などの事例を挙げ、戦争の際には社主や廟主といったものが伴われているとした上で、「春秋時代の戦争には祖先が軍隊とともに出陣していた」と指摘する。⁽⁴⁵⁾つまり攻められた側の君主も祖先ともども出陣していたことは考えられ、その祖先ともども捕虜となるため、別の人物は祖先の承認が受けられず、新君が立てられないのであろう。⁽⁴⁶⁾

以上、出奔と捕虜の事例を比較したところ、やはり祖先の有無が君主の存在に関わっていることが確認できた。

殺害の必要性をこの結果から考えるならば、たとえ君主を祖先の靈威が外れる「国」外へ追放しても復位する可能性があるとともに、君主が自らの意志で祖先の承認を解かない限り、君主は祖先の承認を受けたまま「国」外へ出ることとなり、⁽⁴⁷⁾共同体にとって「国」内に祖先が存在しない状況はその存続に関わるため、追放という手段ではなく殺害という手段が取られたと考えられるのである。

おわりに

以上の検討を通して、次のような結論が導き出せるのではなからうか。君主が君主であるためには、祖先による承認が必要であるということは、つまり君主の地位には現君の身柄だけでなく祖先の靈威も必要であり、この二つの要素こそ春秋時代の統治権の実態であると考えられるのである。

君主の地位（統治権）がこのような二つの要素から成り立っているとすれば、第一章で疑問とした加害者について答えるが導き出せそうである。まず君主殺害の加害者が残虐な刑罰や死後の非情な扱いを受けたことについては、齋藤氏が死体を周氏の衢に曝すことを取り上げ、

「共同体に仇をなした者を完全に共同体外へ、さらに死者の空間へ放逐することの象徴であろう」と指摘したことを参考にすれば⁽⁴⁸⁾、殺害によって君主だけでなく、「国」内の人々が共有する祖先の存在に対しても仇をなしたとされるため、共同体からの追放として行われたと考えられるのである。また「国」内の人々が共有する祖先とは歴代の君主であると考えられるため、時にはそれら歴代の君主を祖先といたく先君の一族が、祖先に仇をなしたとして報復的な殺害に及ぶことがあったのだろう。

仮にもし現君の身柄だけが君主の地位を示しているとすれば、君主殺害が常に祖先の靈威の及ぶ「国」内で行われる必要はなく⁽⁴⁹⁾、また祖先の靈威のみだけで示しているとすれば、前提として実際の統治者が必要であるため、そのような事態はまずあり得ないだろう。さらにその祖先が承認する相手もだれでもよいわけではなく、増淵氏のいう「国の共同体的側面」⁽⁵⁰⁾による国人への配慮や、齋藤氏のいう「血の権威づけ」⁽⁵¹⁾による同一血族という条件があるため、君主となる人物にも制限が加えられるのである。

ただしこのような状況は春秋時代全般を通して見られるものではなく、徐々に変化してくるようである。特に

今回取り上げた君主殺害に関して言えば、春秋末期になるにつれて中原の国では殺害数が減少してくるといふ事実があり⁽⁵²⁾、また戦国時代の君主殺害を『史記』から拾い上げると二一例しか見当たらず、春秋時代の六三例に対して、かなり少ない数字と言わざるを得ない⁽⁵³⁾。

この君主殺害が減少する理由の一つとして、祖先觀念の変化が考えられる。今回検討した事例の中にも、例えば表5を見ると哀公一四年齊の簡公殺害事例の場合には「国」外と考えられる場所で殺害が行われており、また表Cを見ると魯の昭公・哀公が出奔した際には新君が立てられていないなど、祖先に対する考え方の変化が関係していると思われる事例が見られるのである⁽⁵⁴⁾。春秋時代の君主に見られる祖先との強い関わりあいはどう変化していくのか、またその変化と君主殺害の減少とがどう関わっていくのか。このことを次の課題として論をしめくりたいと思う。

注

(1) 齋藤道子「春秋時代における統治権と宗廟（以下「齋藤A論文」と略記）」（『中国の歴史と民俗』第一書房、一九九一年）二四四頁。

(2) 『左伝』では春秋の筆法として、君主の殺害を示す場

合は「弑」字が用いられており、本稿でも君主殺害の検討の際には、この「弑」字を中心に論を進めている。しかし「殺」や「卒」と記されていても、明らかに人の手によって殺されている場合があり、また自殺の場合でも他人の圧迫によって自殺していることが多いため、それらをすべて君主殺害の事例として取り上げている。

(3) 例えば表2において、『史記』の方が加害者の身分や殺害理由、殺害場所などをより詳しく記していることがあり、その場合には『史記』からの引用であることを明記している。なお『左伝』に記事がなく、『史記』にしか見られない君主殺害の事例として、衛の懿公、宋の子禦、陳の厲公・閔公、楚の杜敖、秦の出子の六例がある。しかしこれら六例は殺害されたという事実だけを記していることが多く、その背景がわかりにくいため今回は検討の対象からはずしている。

(4) 表2を見ると他国の人や戦争による殺害が一五例あるため、本文の中ではそれら一五例を除いた四八例で検討しているが、注の中では場合によってその一五例を用いていることもある。

(5) 《表1・『左伝』に見える君主殺害数の分布》参照。

(6) 春秋時代の君主殺害に関する論文には以下のようなものがある。まず谷口満「靈王弑逆事件前後—古代楚国の分解(その二)—」(『史流』第二三号、一九八二年)は楚における弑逆の意味を追求しており、飯島良子「斉簡公弑逆事件—儒者としての宰予—」(『東方学』第七九輯、一九九〇年)は斉の簡公の殺害を取り上げているが、ど

ちらも楚・斉それぞれ一国の殺害事例に限られている。

また小林円「『春秋』三伝に関する一考察」(『研究論集』(大正大・院)一八、一九九四年)は「弑逆」という語から『春秋』三伝における君臣関係の構造を考察しており、松木民雄「春秋期の下克上に関する歴史認識—左伝の経・伝を通して—」(代表・安田二郎『中国における歴史認識と歴史意識の展開についての総合的研究』平成四・五年度科学研究補助金研究成果報告書、一九九四年)

は『左伝』における経文・伝文の君主殺害の記述の相違に着目し、その歴史認識を探っている。どちらも春秋各国の君主殺害全般を扱ったものではあるが、両氏とも『春秋』という書物をめぐる解釈の違いを探るところで止まっている。さらに左云霖『中国弑君録』(北京、中国工人出版社、一九九二年)は周から明に至るまでの君主殺害をまとめた本であるが、事実の列挙に止まっている。

このような状況の中で、王貴民「春秋『弑君』考」(『紀念顧頡剛學術論文集』上冊、成都、巴蜀書社、一九九〇年)は、君主殺害の事例を通して春秋時代を探った数少ない論文であるが、その焦点は殺害という行為に向けられており、君主像の解明がなされているわけではない。

(7) 《表2・君主殺害の理由》参照。

(8) 殺害方法について判明している事例は、以下に述べる射殺の事例を除けば、許の悼公殺害における藁殺・楚の郟敖殺害における絞殺・呉の余祭殺害と僚殺害における刺殺の四例しか見当たらない。しかし、

桓公一七年 鄭 「渠弥、昭公ト与ニ出デテ獵シ、昭

公ヲ野ニ射殺ス。」(殺害方法が明記されているため、引用は『史記』鄭世家)

宣公一〇年 陳 「夏徵舒」其ノ廐ヨリ射テ之(靈

公)ヲ殺ス。」

襄公二五年 齊 「莊」公、牆ヲ踰エントス。之ヲ射ル又リ。股ニ中タリ反リ隊ツ。遂ニ之ヲ弑ス。」

哀公四年 蔡 「公孫翩、逐ヒテ之(昭侯)ヲ射ル。人家ニ入りテ卒ス。」

とあるように、ほとんど殺害方法が記されない中で、「射」字を用いて君主の殺害を表現する事例が記されていることは注目できる。この相手に矢を射かけることについては、桐本東太氏(『中国古代の服属儀礼』前掲『中国の歴史と民俗』)が、「標的となった対象に対し、最高の恥辱を与える動作であったに違いない」(二三三頁)と指摘しており、これを参考にすれば、君主に最高の恥辱を与える殺害方法であるとも考えられるが、わずか四例しかないため、このような見解の可能性あることを記すに止めておく。

(9) 《表3…君主殺害の加害者》参照。

(10) ここでのように「国号・人」で表された内容を吉本道雅氏(『春秋国人考』『史林』第六九卷第五号、一九八六年)は「国人」と重なるとされている。吉本氏によれば、国人には「国号・人」と記され、世族あるいは卿・大夫をその具体的内容とする場合と、単に「国人」と記され、

大夫の下層・士をその具体的内容とする場合があるという。本稿ではそのどちらの場合も「国人」と定義して用いているため、その両者に共通する内容としての国の構成員、つまり城壁内に居住する人々を国人の具体的内容と考えることとする。なお国人については、増淵龍夫氏(『春秋戦国時代の社会と国家』『岩波講座世界歴史』四東アジア世界の形成I 岩波書店、一九七〇年)にも論及がある。

(11) この三例以外に以下の事例がある。

隱公四年 衛 「衛人、右宰醜ヲシテ泣ミテ州吁ヲ

濮ニ殺サシム。」

成公一〇年 鄭 「鄭人、繻ヲ殺シテ髡頑ヲ立テ、子

如、許ニ奔ル。」

襄公三一年 莒 「展輿、国人ニ因リテ以テ莒氏ヲ攻

メテ之ヲ弑シ、乃チ立ツ。」

(12) 単・甘については厳密に言えば周の卿士であり、顧棟高『春秋大事表』(北京、広学社印書館、一九七五年)の「春秋列国爵姓及存滅表第五」にも見られないが、本稿では春秋時代の「君主」全般を扱っているため、今回はそれらを区別せず検討の対象とした。

(13) この三例以外にも、

定公二年 鞏 「鞏氏ノ群子弟、簡公ヲ賊ス。」

とあり、君主の一族が加害者となっていると思われる事例がある。また殺害の直接の加害者ではないが、先君の一族を味方につけているような、

文公一六年 宋 「宋ノ公子鮑」親ハ桓ヨリ以下、恤

マザルコト無キ也。」

【杜注】「桓トハ鮑ノ曾祖也。」

という事例も見られる。

(14) 増淵前掲論文一五七頁。

(15) この四例以外にも例えば以下の事例がある。

桓公二年 宋 「督懼レテ、遂ニ殤公ヲ弑ス：〔莊

公十二年、南宮萬〕大宰督ニ東宮ノ西ニ遇ヒ、又之ヲ殺ス。」

僖公九年 晋 「里克、奚齊ヲ次ニ殺ス：里克、公子卓ヲ朝ニ殺ス：〔十年〕晋侯、里克ヲ殺シテ以テ説ク。」

昭公八年 陳 「公子招・公子過、悼太子偃師ヲ殺シテ公子留ヲ立ツ。夏四月辛亥、哀公縊ル：陳ノ公子招、罪ヲ公子過ニ帰シテ之ヲ殺ス。」

また除いた一五例の中にも、

桓公一八年 魯 「魯人齊ニ告ゲテ曰ク：請フ彭生ヲ以テ之ヲ除カン、ト。齊人彭生ヲ殺ス。」

とあるように、加害者が殺害されている事例がある。他にも、

隱公一一年 魯 「羽父、賊ヲシテ公ヲ爲氏ニ弑セシム、桓公ヲ立テテ爲氏ヲ討ジ、死スル者有リ。」

とあるように、君主を殺害した者を討つという名目を立てるために、関係のない人物が殺害されている事例も見

られる。

られる。

(16) この三例以外に、以下の事例が見られる。

莊公一二年 宋 「宋ノ萬、閔公ヲ蒙澤ニ殺ス：宋人皆之〔南宮萬〕ヲ醜ニス。」

宣公一〇年 陳 「夏微舒」其ノ廐ヨリ射テ之〔靈公〕ヲ殺ス：〔十一年、楚子〕夏微舒ヲ殺シテ、諸ヲ栗門ニ轆ニス。」

襄公二六年 衛 「甯喜」子叔及ビ太子角ヲ殺ス：〔二十七年、免餘〕甯喜ト右宰穀トヲ殺シ、諸ヲ朝ニ尸ス。」

なおそれぞれの刑罰に関して、まず「轆」については、桓公一八年の会箋が『周礼』の「大司馬ノ九伐ノ法ナリ。其ノ君ヲ放弑スレバ、則チ之ヲ残ス。残ストハ其ノ支体ヲ裂ク也。」を引用しているように、君主を殺害した場合には当然行われた刑罰であつたらしい。また「棺ヲ斬ル」については、宣公一〇年の会箋に「棺ヲ斬ルトハ、棺ヲ剖リ屍ヲ見スヲ謂フ也。」とあるように、死体の見せしめとして行われていたことがわかる。さらに「市ニ尸ス」については、滋賀秀三「中国上代の刑罰についての一考察―誓と盟を手がかりとして―」（『石井良助先生還暦祝賀 法制史論集』創文社、一九七六年）、相田洋「異人と市―列仙伝の世界―」（『福岡教育大学紀要』第四二号・第二分冊・社会科編、一九九三年）、桐本東太「中国古代における市の位相」（『史学』第六四卷第三・四号、一九九五年）、堀敏一「中国古代の市」（『中国古代の法と社会 栗原益男先生古稀記念論集』汲古書院、一九

九

八八年。後に『中国古代の家と集落』汲古書院、一九九六年に採録)、齋藤道子「春秋時代の境界空間と秩序―「国」の空間構造―(以下、「齋藤B論文」と略記)」（『東海史学』第三五号、二〇〇一年）など数多くの論稿がある。

(17) 齋藤B論文二三頁。

(18) 《表4・君主殺害の場所》参照。なお地名すら書かれる場合が少ない君主殺害の事例において、

文公一八年 齊 「乃ち謀リテ懿公ヲ弑シ、諸ヲ竹中ニ納レ：」

宣公二年 晋 「趙穿、靈公ヲ桃園ニ殺ス。」

とあるように、これらの事例には桃園・竹中という具体的な場所が記されている。桃については、小南一郎氏「桃の伝説」『東方学報』第七二冊、二〇〇〇年）が襄公二九年の「楚人、公ヲシテ親ヲ襚セシム。公、之ヲ患フ。穆叔曰ク、殯ヲ襚ヒテ襚セバ、則ち幣ヲ布クナリ、ト。乃ち巫ヲシテ桃茹ヲ以テ先ヅ殯ヲ襚ハシム」という記事を挙げ、「桃には死のけがれを拂う力があるとされている」(五九頁)と述べており、また竹については沖浦和光氏(『竹の民俗誌―日本文化の深層を探る―』岩波書店、一九九一年)が、日本をはじめとするアジア共通の意識として、竹垣に囲まれた空間は、「穢れや災禍を祓う呪力があり、清浄のシンボルとされた」(二二〇頁)という指摘をしている。この両者の指摘を参考にすれば、君主を殺害する際に何らかの穢れを祓う必要があったことになり、これもまた二例しかないため、このような見解の

可能性があることを記すに止めておく。

(19) 齋藤B論文一〇頁。

(20) 《表5・城壁外で行われた君主殺害の現場》参照。

(21) 譚其驥主編『中国歴史地図集』第一冊(北京、地図出版社、一九八二年)。なお哀公一四年の齊については、表5中に記したようにどの説を取っても「国」内とは言いがたい。哀公一四年という時代から考えて、空間意識に変化が起こった可能性もあるだろう。

(22) 齋藤道子「春秋時代の「国」―「国」空間の性質とその範囲―(以下「齋藤C論文」と略記)」（『東海大学紀要文学部』第七一輯、一九九九年）八六頁。

(23) 場所の記述がない場合が半数あるが、『史記』を参照すると、例えば文公一四年齊・昭公八年陳など城壁内と考えられる場所や桓公一七年鄭・莊公九年齊など「国」内と考えられる場所で殺害が行われている例が見られ、国内の人による殺害の多くが「国」内で行われていると考えてもよいであろう。

(24) 齋藤C論文七八頁。

(25) 齋藤C論文八六頁。

(26) 齋藤B論文一九頁。なお久富木成大氏(『春秋』における家族の思想―宗廟の祖霊祭祀と婚姻をめぐる―)『金沢大学文学部論集』行動科学・哲学篇第二〇号、二〇〇〇年)も、宗廟は「当時の人々にとつては、生きていく祖先そのものという観念でとらえられるべき存在」(二三頁)であったと指摘している。

(27) 齋藤道子「古代中国における土地と人間―春秋時代を

中心に」(松本亮三編『時間と空間の文明学Ⅰ―感じられた時間と刻まれた時間―』花伝社、一九九五) 一九三頁。

(28) 高木智見「春秋時代の聘礼について」(『東洋史研究』

第四七巻第四号、一九八九年) 七四八頁。同「春秋時代の神・人共同体」(『中国—社会と文化』第五号、一九九〇年) 一四九頁。

(29) 齋藤A論文。

(30) 豊田久「晋の武宮と朝廟の礼」(『史滴』第四号、一九八三年) 三〇頁。

(31) 廟が直接記されているわけではないが、文公一八年の斉の懿公殺害事例には、「諸ヲ竹中ニ納レ、帰リテ爵ヲ舎キテ行ル」とあり、この中の爵について会箋は、桓公二年「凡ソ公ノ行ハ、宗廟ニ告グ。行ヨリ反レバ、飲至シ、爵ヲ舎キテ勲ヲ策ス。礼也」を引用している。これによれば、殺害の報告を宗廟に告げ、祖先による承認がはずれたことを報告したとも読み取れるだろう。

(32) 高木智見「春秋時代の結盟習俗について」(『史林』第六八巻第六号、一九八五年)、齋藤C論文を参照。なお国内の盟についての最新の研究として、江村治樹「春秋時代盟誓参加者の地域的特質」(『名古屋大学東洋史研究報告』第二五号、二〇〇一年)がある。そこには春秋時代に行われた盟についての一覧表が示してあり、国内における君主が関わる盟についても記しているため、今回参考とさせていただいた。

(33) 《表6…君主が関わる国内の盟》参照。なお宣公二年晋・襄公一〇年周・昭公一六年鄭それぞれにも君主が関

わる盟についての記述があるが、過去の盟の追記であるため今回は省略した。そのため江村前掲論文の一覧表とはやや異なる部分がある。

(34) 表6の哀公二六年に見える小寝については『周礼』夏官・隸僕に「大喪ニ小寝・大寝ニ復ス」とあり、その鄭玄注に「小寝ハ、高祖以下廟ノ寝ナリ」とあるように、祖先の「みたまや」と考えられることから、祖先立ち会いの場であると言えるだろう。なおそれ以外の事例についてもほとんど「国」内という祖先の靈威の及ぶ範囲で行われていることから、祖先立ち会いの場である可能性はあるだろう。

(35) 表Aの中で哀公六年の斉の場合は全く場所や神格が記されておらず、祖先の存在を確認できない。しかし莊公九年の斉については、他国の人も参加した会盟であり、高木氏が前掲「春秋時代の結盟習俗について」で「当時の外交関係全般が祖先神の監督の下で行われたことを思えば会盟の場にも降臨するのは当然である」(五八頁)と指摘しており、また僖公二四年・成公一八年の晋については齋藤C論文において、それぞれの場所が「国」内であることを確認している。さらに莊公一四年の鄭についても盟の行われた場所が、祖先の靈威の及ぶ「国」内であると考えられることから、明確な神格は見当たらないものの、盟が行われた場所から考えれば、この表に見えるほとんどの場合祖先神が立ち会っていた可能性はあると思われる。

(36) 表2・3を見ると、単独でしかも自らの手で直接先君

を殺害したと記述されている即位者の例は、隱公四年衛の州吁・文公一四年齊の懿公・昭公元年楚の公子圉の三例しかない。君主殺害をした加害者の思惑によって新君が擁立される場合が多いのである。

(37) これら以外にも莒の郊公（昭公一四年出奔→昭公二三年復位）や邾の隱公（哀公二二年出奔→同年復位）などの事例がある。

(38) 君主が他人によって追い出される例としては、
僖公二八年 衛 「衛侯、楚ニ与セント欲ス。国人欲セズ。故ニ其ノ君ヲ出ダシテ、以テ晋ニ説ク。衛侯出デテ襄牛ニ居ル。」

昭公二一年 蔡 「蔡侯朱、楚ニ出奔ス：蔡人懼レ、朱ヲ出ダシテ東国ヲ立ツ。」

昭公二三年 莒 「莒子庚輿、虐ニシテ劍ヲ好ム：国人之ヲ患フ。又将ニ齊ニ叛カントス。烏存、国人ヲ帥キテ以テ之ヲ逐フ。庚輿將ニ出デントシ、：遂ニ来奔ス。」

哀公一八年 衛 「衛ノ石圃、其ノ君起ヲ逐フ。起、齊ニ奔ル。」

などがある。ただしどの事例も文の表現上は直接追い出されているわけではなく、結局君主の意志によって出奔したという形になっている。

(39) 今回は君主に限った出奔を取り扱ったが、春秋時代の出奔を網羅的に示した研究として、花房卓爾「春秋時代

春秋時代の君主——君主の殺害・出奔・捕虜の検討から——

の亡命——亡命に及ぼす通婚・姻戚関係の影響——」（『広島大学文学部紀要』第四一卷、一九八一年）、同「亡命の形態——春秋時代の情況——」（『広島大学文学部紀要』第六〇巻、二〇〇〇年）、同「春秋列国出奔考」（『広島大学文学部紀要』第六〇巻特輯号一、二〇〇〇年）、徐杰令「論春秋時期的『出奔』」（『史学集刊』二〇〇〇年第二期）などがある。特に「春秋列国出奔考」については、春秋時代の出奔すべてを表としてまとめられており、今回参考とさせていただいた。なお本文の表Cでは、戦争など他国の影響により出奔した事例は除いているため、必ずしも「春秋列国出奔考」の一覧表に見える君主の出奔の事例とは一致していない。

(40) この事例によれば、公子黔牟という新君が立てられたため、恵公が出奔したことになるが、桓公一一年鄭の昭公出奔の際に「祭仲、宋人ト盟ヒ、厲公ヲ以テ帰リテ之ヲ立ツ。秋九月丁亥、昭公、衛ニ奔ル。己亥、厲公立」とあるように、昭公が出奔したことを記した後で、厲公の正式な即位が記されていることを考えると、公子黔牟の場合も恵公が出奔してのち正式の君主となった可能性はあるだろう。

(41) 叔武が即位したかどうかははっきりとはわからないが、僖公二八年に「或ヒト元咺ヲ衛侯ニ訴ヘテ曰ク、叔武ヲ立ツ、ト」とあり、このことをもとに衛の成公と元咺の間で争いが起こることから、成公の代わりに一時的に位についていた可能性があると考えられる。

(42) この表を見る限り、燕の簡公・魯の昭公・魯の哀公が

出奔した場合には新君は立てられていない。燕の簡公の場合は史料がないため新君が立った可能性もあるが、昭公・哀公については確実に新君が立てられていない。哀公については、『史記』魯周公世家に「公、衛二奔リ、去リテ鄒ニ如キ、遂ニ越ニ如ク。国人、哀公ヲ迎フ。復タ帰リ有山氏ニ卒ス」とあり、復位しているようだがいくつも国を転々としており、かなりの時間の経過が考えられる。出奔の際には齋藤C論文や徐前掲論文が指摘するように、祖先への報告が通常であるが、少なくとも魯においては昭公期以後、そのような行為が変化してきたとも考えられる。推測に過ぎないが、出奔の際に祖先への報告がなくなり、祖先共々出奔するようになったためか、あるいは君主の地位から祖先という要素がなくなり、現君の身柄だけが君主の地位を示すようになったためか、はつきりしたことは言えないが、いずれにせよ祖先觀念の変化が関係しているのではなからうか。

- (43) 《表7・君主が捕虜となる事例》参照。なお春秋時代における捕虜を専門に扱った研究は管見の限り見当たらないが、小林伸二氏は「春秋時代の滅国について」(『中国古代史研究』六、研文出版、一九八九年)において、滅国を論じる過程で国君の捕虜についても言及している。
- (44) 齋藤C論文八〇頁では、襄公一四年「竟ニ及ブニ、公、祝宗ヲシテ亡ヲ告ゲ、且ツ無罪ヲ告ゲシム」を事例として挙げており、また他にも昭公二五年に「〔昭公〕臧孫ト墓ニ如キテ謀リ、遂ニ行ル。」【杜注】「先君ニ辞シ、且ツ奔ル所ヲ謀ル也」という事例が見えるなど祖先との決別

が確認できる。

- (45) 高木智見「春秋時代の軍礼について」(『名古屋大学東洋史研究報告』一一、一九八六年)一三頁。
- (46) 表7を見る限り、捕虜とされた後に閉じ込められた場合(成公九年鄭・哀公八年邾)には新君が立つており、この閉じ込めるといふ場合についてはまだ検討の余地がありそうである。なお表5の哀公一四年齊の殺害事例が「国」外と考えられる場所で行われていることについて、注21では空間概念の変化に関係があるかと述べたが、会箋は幽閉の目的があつたとしてもしており、君主を幽閉する場所も「国」の觀念と何か関係があつたのかもしれない。
- (47) 『左伝』を見る限り、君主が祖先の承認を受けたまま「国」外へ出る記事は見られない。これについては徐前掲論文七七頁で、記載は少ないとしながらも出奔に際しては何らかの一定の礼儀があつたことを指摘しており、この指摘を参考にすれば、当時においては「国」外へ出る際には祖先の承認を取り外すことが一つの礼儀として考えられていたのではなからうか。
- (48) 齋藤B論文一七頁。
- (49) 第二章では「国」内を宗廟や社の靈威の及ぶ範囲であることを確認したが、厳密に言えば、祖先の承認によつて君主が君主として認められる空間であると言える。またこのような空間である「国」内で君主の身柄を殺すからこそ、「君主殺害」として意味があるのだろう。
- (50) 増淵前掲論文。なお国人が君主を殺害する場合は、その君主が不当な手段で位に即いたときに限られている

(表3参照)。特に前君を殺害して即位した君主を殺害する時の加害者となつてゐる場合が多い。ただし表3を見てもわかるように、昭公期以降に国人が加害者である事例が少なくなつてきていることは、このような「国の共同体的側面」も徐々になくなつてきていることを裏付けるものである。

(51) 齋藤A論文。

(52) 表1を見ると、殺害数としては春秋の初期も末期もほぼ変わらないが、それは末期において小国での殺害が多くなるためであり、いわゆる魯・宋・鄭・晋といった中原の国では襄公期以降は殺害事例が見当たらないという事実がある。

(53) 戦国時代の君主殺害の事例について『史記』世家から拾い上げて示したものが、《表8・戦国時代の君主殺害》である。この表を見る限り、加害者もさまざまな階層の人であり、場所もほとんど記されることがない。また理由についても記されることは少ないが、各国の覇権争いの一環として、また戦争や国の滅亡に伴う殺害が多いようである。

(54) 他にも表7を見ると、哀公一七年の衛の般師が捕虜となる場合には、現君がいるにもかかわらず、新君が立てられたため連れ去られており、必ずしも祖先の存在が強烈に意識されることがなくなつてきているようである。

《表1：『左伝』に見える君主殺害数の分布》

	齊	晋	鄭	呉	衛	魯	宋	楚	蔡	莒	陳	小国	計
惠公		2											2
隱公					2	1							3
桓公		2	2			1	1						6
莊公	2		1			1	2						6
閔公						1							1
僖公	1	3											4
文公	2						1	1		1		1	6
宣公		1	1								1		4
成公		1	1							1			2
襄公	1		1	2	1				1	1	1	1	8
昭公				1				3	1		1	4	10
定公				1	1							3	4
哀公	3			1	1				1			1	7
	9	9	6	5	4	4	4	4	3	2	2	11	63

《表2：君主殺害の理由》63例

国名	年代	被害者	首謀者(身分)と理由	本稿での 検討の有無
晋	恵公30年	昭侯	桓叔(公族)による公位篡奪《史記》	○
晋	恵公45年	孝侯	莊伯(公族)による公位篡奪《史記》	○
衛	隠公4年	桓公	州吁(公子)による公位篡奪	○
衛	隠公4年	州吁	石碓(大夫)らによる州吁即位反対	○
魯	隠公11年	隠公	羽父(公子)らによる桓公擁立	○
宋	桓公2年	殤公	華父督(公族)が殤公の無道に対して	○
晋	桓公3年	翼侯	武公(公族)による公位篡奪	○
晋	桓公7年	小子侯	武公(公族)による公位篡奪	○
鄭	桓公17年	昭公	高渠弥(大夫)による個人的恨みから	○
鄭	桓公18年	子亶	齊人(他国)による子亶即位反対	×(他国)
魯	桓公18年	桓公	齊の襄公(他国)による個人的恨みから	×(他国)
齊	莊公8年	襄公	無知(公孫)らによる公位篡奪《史記》	○
齊	莊公9年	無知	雍廩(大夫)による無知即位反対	○
宋	莊公12年	閔公	南宮長万(大夫)による個人的恨みから	○
宋	莊公12年	子游	叔大心(大夫)らによる子游即位反対	○
鄭	莊公14年	子儀	傅瑕(大夫)による厲公擁立	○
魯	莊公32年	子般	慶父(公子)らによる閔公擁立	○
魯	閔公2年	閔公	慶父(公子)らによる僖公擁立	○
晋	僖公9年	奚齊	里克(大夫)による文公擁立	○
晋	僖公9年	卓	里克(大夫)による文公擁立	○
齊	僖公18年	無詭	齊人(国人)による宋への弁解のため	○
晋	僖公24年	懷公	重耳(公族)らによる公位篡奪	○
楚	文公元年	成王[自殺]	商臣(太子)らによる公位篡奪	○
狄	文公11年	喬如	魯との戦争による	×(戦争)
齊	文公14年	舍	商人(公子)による公位篡奪	○
宋	文公16年	昭公	鮑(公子)らが昭公の無道に対して	○
齊	文公18年	懿公	閻職(?)らによる個人的恨みから	○
莒	文公18年	紀公	僕(太子)らが紀公の無道に対して	○
晋	宣公2年	靈公	趙盾(大夫)らが靈公の無道に対して	○
鄭	宣公4年	靈公	公子宋(公子)らによる個人的恨みから	○
陳	宣公10年	靈公	夏徵舒(大夫)による公位篡奪《史記》	○
鄭	宣公18年	鄆子	邾人(他国)による。殺害理由不明	×(他国)
鄭	成公10年	繻	鄭人(国人)による公子繻即位反対	○
晋	成公18年	厲公	欒書(大夫)らが厲公の無道に対して	○
萊	襄公6年	共公	齊との戦争による	×(戦争)
鄭	襄公7年	僖公	子駟(公子)らによる個人的恨みから	○

齊	襄公25年	莊公	崔杼(大夫)らによる個人的恨みから	○
吳	襄公25年	諸樊	楚との戦争による	×(戦争)
衛	襄公26年	剽	甯喜(大夫)らによる献公擁立	○
吳	襄公29年	余祭	闔(船の番)による個人的恨みから	○
蔡	襄公30年	景侯	般(太子)による個人的恨みから	○
莒	襄公31年	犁比公	展輿(太子)らによる公位篡奪	○
楚	昭公元年	邾敖	圉(公子)による公位篡奪	○
單	昭公7年	献公	先君の族(公族)が献公の無道に対して	○
陳	昭公8年	哀公[自殺]	招(公子)による公子留擁立	○
蔡	昭公11年	靈侯	楚の靈王(他国)による暗殺	×(他国)
甘	昭公12年	悼公	先君の族(公族)らが悼公の無道に対して	○
楚	昭公13年	靈王[自殺]	棄疾(公子)らによる公位篡奪	○
楚	昭公13年	子干[自殺]	棄疾(公子)による公位篡奪	○
蛮	昭公16年	嘉	楚との戦争による	×(戦争)
許	昭公19年	悼公	止(太子)による。殺害理由不明	×(不明)
吳	昭公27年	僚	光(公子)らによる公位篡奪	○
鞏	定公2年	簡公	鞏氏の子弟(公族)が簡公の無道に対して	○
沈	定公4年	嘉	蔡との戦争による<経文>	×(戦争)
薛	定公13年	比	不明<経文>	×(不明)
吳	定公14年	闔廬	越との戦争による	×(戦争)
蔡	哀公4年	昭侯	公孫翩(大夫)が昭侯の無道に対して	○
齊	哀公6年	荼	陳乞(大夫)らによる悼公擁立	○
曹	哀公8年	陽	宋との戦争による	×(戦争)
齊	哀公10年	悼公	齊人(国人)による吳への弁解のため	○
齊	哀公14年	簡公	陳桓(大夫)による平公擁立《史記》	○
衛	哀公17年	莊公	戎人(他国)による個人的恨みから	×(他国)
吳	哀公22年	夫差[自殺]	越との戦争による	×(戦争)

・本稿での検討の有無において×とした事例は本文では用いていない。なおその事例とは他国の人による殺害、戦争による殺害と詳細な内容が不明の場合である。

《表3：君主殺害の加害者》63例

国名	年代	被害者	加害者									
			即位者	非即位者	国人	他国人	先君の族	その他				
晋	惠公30年	昭侯	×州吁	桓叔・潘父	衛人							
晋	惠公45年	孝侯		莊伯								
衛	隱公4年	桓公		右宰醜・石碓								
衛	隱公4年	州吁		公子羽父					齊人) 襄公・×公子 彭生)			
魯	隱公11年	隱公		×華父督								
宋	桓公2年	殤公		武公								
晋	桓公3年	翼侯		武公								
晋	桓公7年	小子侯		×高渠弥								
鄭	桓公17年	昭公子										
(鄭	桓公18年	子亶										
(魯	桓公18年	桓公										
齊	莊公8年	襄公	公孫無知	連称・管至父	齊人			賊				
齊	莊公9年	無知		雍廩								
宋	莊公12年	閔公		×南宮長万								
宋	莊公12年	子游	厲公	叔大心					五公の子孫			
鄭	莊公14年	子儀		×傅瑕								
魯	莊公32年	子般		公子慶父・圉人犇								
魯	閔公2年	閔公		公子慶父・卜齋								
晋	僖公9年	奚齊		×里克								
晋	僖公9年	卓		×里克								
齊	僖公18年	無詭										
晋	僖公24年	懷公	重耳 (文公)									
楚	文公元年	成王	公子商臣 (穆王)		齊人			人 宮甲				
(狄	文公11年	喬如										
齊	文公14年	舍	公子商人 (懿公)						魯の富父終甥)			
宋	文公16年	昭公	公子鮑 (文公)	公邑大夫・襄夫人								
齊	文公18年	懿公		閻職・邴歇								
莒	文公18年	紀公		太子僕						国人		
晋	宣公2年	靈公		趙盾・趙穿								
鄭	宣公4年	靈公		公子宋・公子家								
陳	宣公10年	靈公		×夏徵舒							鄭人	邾人)
(鄭	宣公18年	鄆子										
鄭	成公10年	繻										
晋	成公18年	厲公		欒書・中行偃・程滑								
(萊	襄公6年	共公										
鄭	襄公7年	僖公		子駟	齊の晏弱)		賊					

齊 (呉 衛 呉 蔡 莒 楚	襄公25年 襄公25年 襄公26年 襄公29年 襄公30年 襄公31年 昭公元年	莊公 諸樊 剽 余祭 景侯 犁比公 郊敖	獻公 太子般? 展輿 公子囿 (靈王)	×崔杼 ×甯喜・子鮮	国人	楚の牛臣)		甲 闞
单 陳 (蔡 甘 楚 楚	昭公7年 昭公8年 昭公11年 昭公12年 昭公13年 昭公13年	獻公 ※哀公 靈侯 悼公 ※靈王 ※子干	子干 公子弃疾 (平王)	公子招・×公子過 公子弃疾		楚の靈王 劉の獻公	襄・頃の族 成・景の族	甲)
(蛮 (許 呉 鞏 (沈 (薛 (呉 蔡 齊 (曹 齊 齊 (衛 (呉	昭公16年 昭公19年 昭公27年 定公2年 定公4年 定公13年 定公14年 哀公4年 哀公6年 哀公8年 哀公10年 哀公14年 哀公17年 哀公22年	嘉 悼公 僚 簡公 嘉比) 闔廬 昭侯 荼 陽 悼公 簡公 莊公 ※夫差	太子止?) 公子光 悼公	×罽設諸 ×公孫翩 陳乞・朱毛 陳桓	齊人	楚の然丹) 蔡の公孫姓) 越の靈姑浮) 宋の景公) 戎の己氏) 越の句踐)	鞏氏の子弟	

- ・×は君主殺害後に殺害、あるいは死後に非情な扱いを受けた人物を示す。
- ・()の事例は戦争や国外の人による殺害、あるいは理由不明のため、今回検討から除いた事例である。
- ・※は自殺の事例である。
- ・即位者とは殺害に関わった後で即位した人物を指し、非即位者とは即位していない公族・卿・大夫などの人物を指す。

《表4：君主殺害の場所》48例

?	晋	恵公30年	左伝：?
内	晋	恵公45年	左伝：翼〔楊注：翼ハ当時ノ晋国ノ都城、即チ故絳ナリ〕
?	衛	隠公4年	左伝：?
?	衛	隠公4年	左伝：濮〔杜注：陳ノ地ノ水名ナリ、会箋：衛ノ地ナリ〕
内	魯	隠公11年	左伝：鳶氏の家〔楊注：鳶氏ハ魯ノ大夫ナリ〕
?	宋	桓公2年	左伝：?
外	晋	桓公3年	左伝：汾隰〔杜注：汾水ノ辺ナリ〕
?	晋	桓公7年	左伝：?
?	鄭	桓公17年	左伝：? (史記：野原)
外	齊	莊公8年	左伝：貝丘(沛丘)〔杜注：齊ノ地ナリ〕
?	齊	莊公9年	左伝：? (史記：雍林)
外	宋	莊公12年	左伝：蒙沢〔杜注：宋ノ地ナリ〕
内	宋	莊公12年	左伝：宋〔会箋：宋トハ国都ヲ言フナリ〕
?	鄭	莊公14年	左伝：?
内	魯	莊公32年	左伝：党氏の家〔会箋：党氏ハ母ノ家ナリ〕
内	魯	閔公2年	左伝：武闈〔杜注：宮中ノ小門之ヲ闈ト謂フ〕
内	晋	僖公9年	左伝：次〔杜注：次トハ喪寢ナリ〕
内	晋	僖公9年	左伝：朝廷
?	齊	僖公18年	左伝：?
外	晋	僖公24年	左伝：高梁〔僖公9年杜注：晋ノ地ナリ〕
内	楚	文公元年	左伝：宮中?〔本文：宮甲ヲ以キテ成王ヲ囲ム〕
?	齊	文公14年	左伝：? (史記：昭公の墓の側)
外	宋	文公16年	左伝：孟諸〔文公10年杜注：宋ノ大藪ナリ〕
外	齊	文公18年	左伝：申池〔会箋：齊ノ藪ナリ〕
?	莒	文公18年	左伝：?
内	晋	宣公2年	左伝：桃園〔地名：当ニ晋宮ノ園林タルベシ〕
?	鄭	宣公4年	左伝：?
内	陳	宣公10年	左伝：夏氏の家〔会箋：王符曰ク、夏氏ハ陳ノ公族ナリ〕
?	鄭	成公10年	左伝：?
外	晋	成公18年	左伝：翼の東門の外〔楊注：晋厲、翼ニ死シ、即チ翼ニ葬ラル〕 (史記：匠驪氏の家)
外	鄭	襄公7年	左伝：郟〔杜注：鄭ノ地ナリ〕
内	齊	襄公25年	左伝：崔子の家
?	衛	襄公26年	左伝：?
?	呉	襄公29年	左伝：船着き場〔本文：呉子余祭、舟ヲ觀ル〕
?	蔡	襄公30年	左伝：?
?	莒	襄公31年	左伝：?
内	楚	昭公元年	左伝：王宮?〔本文：公子圍至ル。楊注：郢ニ至ル〕

?	単	昭公7年	左伝：？
?	陳	昭公8年	左伝：？(史記：宮室)
?	甘	昭公12年	左伝：？
?	楚	昭公13年	左伝：芋尹申亥氏の家
内	楚	昭公13年	左伝：王宮？
内	呉	昭公27年	左伝：公子光の邸？
?	鞏	定公2年	左伝：？
?	蔡	哀公4年	左伝：人家
外	齊	哀公6年	左伝：駘への途中〔杜注：齊ノ邑ナリ〕
?	齊	哀公10年	左伝：？
外	齊	哀公14年	左伝：舒州(史記：徐州)

内=城壁内と考えられる場合

外=城壁外と考えられる場合

？=場所の記述がない、あるいは確定できない場合(なお『史記』にあっても『左伝』になければ？とする)

楊注=楊伯峻『春秋左伝注』(北京、中華書局、1981年)

地名=程發軔『春秋左氏伝地名図考』(台北、広文書局、1967年)

《表5：城壁外で行われた君主殺害の現場》10例

①	桓公3年	晋	汾隰：【地名】山西省曲沃県、蓋シ曲沃ノ東岸近クノ辺ヲ指スナリ。 →この地名は『中国歴史地図集』にはないが、汾水のほとりだとすると約25km
②	莊公8年	齊	貝丘：【地名】山東省博興県の東南(田獵地)→約25km
③	莊公12年	宋	蒙沢：【地名】河南省商丘県の東北(寰宇記の記述)→約15km
④	僖公24年	晋	高粱：【地名】山西省洪洞県の南、臨汾県の東北→約30km
⑤	文公16年	宋	孟諸：【地名】河南省商丘県の東北(田獵地)→約10km
⑥	文公18年	齊	申池：【地名】山東省臨淄県の西北→5km 以内
⑦	成公18年	晋	翼の東門：【会箋】翼ノ東門トハ故絳ノ東門ナリ 故絳：【地名】山西省汾城県の東南→当時の都新田から約30km 以内
⑧	襄公7年	鄭	鄆：【地名】河南省密県→約20km
⑨	哀公6年	齊	駘：【地名】山東省章丘県→約20km
⑩	哀公14年	齊	舒州：【地名】河北省大城県→会箋が引く史記正義や楊伯峻も齊の極北で、燕との境であるとしており、どの説にせよ少なくとも国都から30kmの範囲内であるとは言えない。

・地名については主に程發軔『春秋左氏伝地名図考』により比定し、国都からの距離については譚其驥『中国歴史地図集』によった。

《表6：君主が関わる国内の盟》10例

成公17年	齊	「齊侯、之ト徐関ニ盟ヒテ之ヲ復ス。」 (楊伯峻によれば、徐関は齊の地であるとしているが、「国」内かどうかは判断しにくい。)
◎襄公30年	鄭	「夏、四月己亥、鄭伯、其ノ大夫ト盟フ…〔七月〕乙巳、鄭伯、其ノ大夫ト大宮ニ盟ヒ、国人ニ師之梁ノ外ニ盟フ。」 【杜注】「大宮トハ祖廟ナリ。」「師之梁トハ鄭ノ城門ナリ。」
○昭公元年	鄭	「鄭伯、其ノ大夫ト公孫段氏ニ盟フ。」 (公孫段氏の場所については何の記述もないが、大夫の家であり、城壁内と考えられるため、「国」内であろう。)
○昭公20年	宋	「〔公〕、華氏ト盟ヒテ以テ質ト為ス。」 (華氏の場所については何の記述もないが、大夫の家であり、城壁内と考えられるため、「国」内であろう。)
○昭公20年	衛	「公入りテ、北宮喜ト彭水ノ上ニ盟フ。秋、七月戊午朔、遂ニ国人ニ盟フ。」 【会箋】「彭水ハ当ニ衛都ニ近キタルベシ。」
◎昭公26年	周	「癸酉、〔敬〕王、成周二入り、甲戌、襄宮ニ盟フ。」 【杜注】「襄王ノ廟ナリ。」
◎定公6年	魯	「陽虎、又公ト三桓トニ周社ニ盟ヒ、国人ニ亳社ニ盟ヒ、五父ノ衢ニ詛フ。」 【閔2年会箋】「周社トハ即チ魯ノ国社ナリ。国社ハ中門ノ内ニ在リ、亳社ハ庫門ノ内ニ在リ。」 【襄11年会箋】「五父ハ魯国東南門外ノ二里ニ在リ。」
◎定公13年	晋	「趙鞅、絳ニ入り、〔公ト〕公宮ニ盟フ。」
哀公16年	衛	「太子、五人ヲシテ覲ヲ輿ヒテ己ニ從ハシメ、公ヲ劫カシテ強ヒテ之ニ盟ヒ…」
◎哀公26年	宋	「君、疾有リテ病ナリ。請フ二三子盟ヘ、ト。乃チ少寢ノ庭ニ盟ヒテ曰ク、公室ノ不利ヲ為スコト無カレ、ト。」 【会箋】「少寢トハ小寢ナリ。」

- ・◎は祖先神を確認できる事例
- ・○は「国」内であると考えられる事例

《表7：君主が捕虜となる事例》28例

※桓公3年	翼	曲沃の武公が翼侯を捕らえ、殺害する
※莊公10年	蔡	楚が哀侯を捕らえて引き上げる
僖公5年	虞	晋が虞公を捕らえて、滅ぼす
※僖公15年	晋	秦が恵公を捕らえ連れて帰る。晋では新君擁立を検討
※僖公17年	魯	齊人が僖公を捕らえて齊におき、後に僖公は帰国する
※僖公19年	滕	宋が宣公を捕らえる
※僖公19年	鄆	宋の命を受けた邾の文公が鄆子を捕らえる
僖公26年	夔	楚が夔を滅ぼし、夔子を連れ帰る
※僖公28年	曹	晋が共公を連れて帰る
※成公9年	鄭	晋が成公を閉じ込め、後に新君が立てられる
※成公15年	曹	諸侯が成公を捕らえ京師に送り、新君擁立を検討
襄公10年	偃陽	晋が偃陽を滅ぼし、偃陽子を連れて帰る
※襄公16年	邾	晋が宣公を捕らえる
※襄公16年	莒	晋が犁比公を捕らえる
※襄公26年	衛	晋が猷公を捕らえて閉じ込める
※昭公4年	徐	楚が徐子を捕らえる<経文>
昭公12年	肥	晋が肥を滅ぼし、肥子を連れて帰る
昭公22年	鼓	晋が鼓を滅ぼし 鼓子を連れて帰る
定公4年	沈	蔡が沈を滅ぼし 沈子を連れて帰り殺害する<経文>
定公6年	許	鄭が許を滅ぼし、許男を連れて帰る<経文>
定公14年	頓	楚・陳が頓を滅ぼし、頓子を連れて帰る<経文>
定公15年	胡	楚が胡を滅ぼし、胡子を連れて帰る<経文>
※哀公7年	邾	魯が隱公を連れて帰る
哀公8年	曹	宋が曹を滅ぼし、悼公を捕らえて殺害する
※哀公8年	邾	呉が邾子を閉じ込め、新君をもり立てる
※哀公17年	衛	齊が新君を立て、般師を連れて帰る
哀公22年	呉	越が呉を滅ぼし、呉王を連れて帰る
※哀公24年	邾	越が隱公を捕らえて連れ帰り、新君を立てる

・※は君主が殺害されずに捕虜となった後も国が存続していると考えられる事例

《表8：戦国時代の君主殺害》21例

周	哀王	「弟叔、襲ヒテ哀王ヲ殺シテ自立ス。」(周本紀)
周	思王	「少弟嵬、攻メテ思王ヲ殺シテ自立ス。」(周本紀)
秦	懐公	「庶長鼂、大臣ト与ニ懐公ヲ囲ム。懐公自殺ス。」(秦本紀)
	[自殺]	
秦	出子	「庶長改、靈公ノ子、猷公ヲ河西ヨリ迎ヘテ之ヲ立ツ。出子及ビ其ノ母ヲ殺シ、之ヲ淵ノ旁ニ沈ム。」(秦本紀)
齊	湣王	「[楚ノ] 淖齒遂ニ湣王ヲ殺シテ、燕ト共ニ齊ノ侵地・鹵器ヲ分ツ。」(田敬仲完世家)
曹	声公	「平公ノ弟通ハ声公ヲ弑シ、代リテ立ツ。」(管・蔡世家)
曹	隱公	「声公ノ弟露ハ隱公ヲ弑シ、代リテ立ツ。」(管・蔡世家)
曹	陽	「宋ハ曹ヲ滅ボス。曹伯陽及ビ公孫彊ヲ執ヘテ以テ歸リ、而シテ之ヲ殺ス。」(管・蔡世家)
陳	湣公	「楚ノ恵王、国ニ復ル。兵ヲ以テ北伐シ、陳ノ湣公ヲ殺シ、遂ニ陳ヲ滅ボシテ之ヲ有ツ。」(陳・杞世家)
杞	湣公	「湣公ノ弟闕路、湣公ヲ弑シ、代リテ立ツ。」(陳・杞世家)
衛	昭公	「公子躄之ヲ弑シ、代リテ立ツ。」(衛康叔世家)
衛	懐公	「公子頹ハ懐公ヲ弑シテ、代リテ立ツ。」(衛康叔世家)
衛	懐君	「魏ニ朝ス。魏囚ヘテ懐君ヲ殺ス。」(衛康叔世家)
宋	偃	「齊ノ湣王ハ魏・楚ト与ニ、宋ヲ伐チ、王偃ヲ殺ス。」(宋微子世家)
晋	幽公	「幽公、婦人ニ淫シ、夜竊ニ邑中ニ出ヅ。盜、幽公ヲ殺ス。」(晋世家)
楚	声王	「盜、声王ヲ殺ス。」(楚世家)
楚	哀王	「哀王ノ庶兄負芻ノ徒、襲ヒテ哀王ヲ殺シ、而シテ負芻ヲ立テテ王ト為ス。」(楚世家)
鄭	哀公	「鄭人、哀公ヲ弑シテ、声公ノ弟丑ヲ立ツ。」(鄭世家)
鄭	幽公	「韓武子、鄭ヲ伐チ、幽公ヲ殺ス。」(鄭世家)
鄭	繻公	「子陽ノ黨、共ニ繻公駘ヲ弑シ、而シテ幽公ノ弟乙ヲ立テテ君ト為ス。」(鄭世家)
韓	哀侯	「韓釅、其ノ君哀侯ヲ弑ス。」(韓世家)